

薬局内掲示事項等

保険医療機関及び保険医療療養担当規則等について、厚生労働大臣が定める薬局内に掲示している事項について掲載します。

全薬局では、後発医薬品の調剤を積極的に行っており、健康に関するご相談も受け付けておりますので、薬局スタッフまでお気軽にお声がけください。

■調剤管理料

患者さまやご家族から伺った投薬歴や副作用・アレルギーの有無、服薬の状況、お薬手帳の情報、医薬品リスク管理計画（RMP）などをもとに、薬剤師が薬学的に分析・評価を行います。その上で、患者さま一人ひとりに適した薬剤服用歴の記録や必要な薬学的管理を実施しています。必要と判断される場合には、処方内容について医師へ提案を行うこともあります。

■服薬管理指導料

患者さまごとに作成した薬剤服用歴をもとに、処方されたお薬に重複や相互作用、アレルギーのリスクがないかを確認しています。その上で、薬剤情報提供文書を用いて、お薬の正しい服用方法や注意点についてご説明しています。

また、お薬をお渡しする際には、患者さまの服薬状況や体調の変化、残薬の有無などを確認しながら、適切にお薬を使用していただくために必要な情報を丁寧にお伝えしています。薬をお渡しした後も、服薬中の体調の変化や服薬状況について継続的に確認を行い、必要に応じて追加の説明やアドバイスを実施しています。

■調剤基本料

全薬局は調剤基本料1の施設基準を満たします。

■後発医薬品調剤体制加算

以下のとおり後発医薬品の使用数量の割合の施設基準を満たします。

- ・後発医薬品調剤体制加算3：小吉調剤薬局、中央調剤薬局、河間調剤薬局
(90%以上) 白根調剤薬局、みさと調剤薬局、しみず調剤薬局、あきば調剤薬局
- ・後発医薬品調剤体制加算2：燕三条調剤薬局
(85%以上)

■地域支援体制加算

以下の基準を満たし、他に実績要件を満たしています。

【施設要件】

- ・ 1,200 品目以上の医薬品の備蓄
- ・ 他の保険薬局に対する在庫状況の共有・医薬品の融通
- ・ 医療材料・衛生材料の供給体制
- ・ 麻薬小売業者の免許
- ・ 集中率 85%以上の場合、後発医薬品の調剤割合が 70%以上
- ・ 取り扱う医薬品に係る情報提供に関する体制
- ・ 平日8時間以上／日、土・日いずれかに一定時間以上の開局、45時間以上／週の開局
- ・ 開局時間外であっても自薬局または連携薬局案内により調剤・在宅業務に対応できる体制
- ・ 患者等からの相談体制の整備
- ・ 地域の行政機関、保険医療機関、訪問看護ステーション及び福祉関係者との連携体制とその周知
- ・ 在宅療養の支援に係る 診療所・病院・訪問看護ステーションとの円滑な連携体制、ケアマネジャー・社会福祉士等の他の保健医療サービス・福祉サービスとの連携、在宅実績：24回以上／年、在宅患者訪問薬剤管理指導の届出・体制整備・周知
- ・ PMDAメディナビに登録、「プレアボイド事例の把握・収集に関する取組の有無」を「有」として直近1年以内に報告していること、副作用報告に係る手順書を作成し、報告を実施する体制を構築
- ・ かかりつけ薬剤師指導料等の施設基準の届出
- ・ 患者ごとの薬歴の記録、薬学的管理、必要事項の記入、必要な指導
- ・ 管理薬剤師が、保険薬剤師として5年以上の薬局勤務経験、週3日間以上勤務、当該保険薬局に継続して1年以上在籍
- ・ 定期的な研修の実施、学会への定期的な参加・発表
- ・ 患者のプライバシーへの配慮（パーテーション等の設置で区切られたカウンターを有するなど）
- ・ 要指導医薬品、一般用医薬品の販売、記録に基づく適切な医療の提供体制（健康サポート薬局要件の48薬効群を取り扱うこと）

- ・健康相談または健康教室を行っている旨を薬局の内外に掲示・周知、地域住民の生活習慣の改善、疾病予防に資する取組み
- ・緊急避妊薬の備蓄と調剤体制
- ・敷地内禁煙（保有または併用部分）、たばこ及び喫煙器具の販売をしていない

◎地域支援体制加算 1：中央調剤薬局

◎地域支援体制加算 2：小吉調剤薬局、河間調剤薬局、白根調剤薬局

燕三条調剤薬局、しみず調剤薬局、あきば調剤薬局

■連携強化加算

全薬局は以下の体制を整えています。

- (1) 都道府県知事より第二種協定指定医療機関の指定を受けている
- (2) 感染症対応に係る当該保険薬局の保険薬剤師に対する研修、訓練を年1回以上実施
- (3) 個人防護具を備蓄
- (4) 新型インフルエンザ等感染症等の発生時等において、要指導医薬品及び一般用医薬品の提供、感染症に係る体外診断用医薬品（検査キット）の提供、マスク等の感染症対応に必要な衛生材料等の提供ができる体制を新型インフルエンザ等感染症等の発生等がないときから整備し、これらを提供している
- (5) 自治体等からの要請により、避難所・救護所における医薬品の供給又は調剤所の設置に係る人員派遣等の協力等を行う体制が整備
- (6) 災害対応に係る当該保険薬局の保険薬剤師に対する研修、訓練を年1回以上実施
- (7) 災害や新興感染症発生時における薬局の体制や対応について、それぞれの状況に応じた手順書等の作成
- (8) 情報通信機器等を用いた服薬指導を行う体制が整備されている
- (9) 要指導医薬品及び一般用医薬品の販売、検査キット（体外診断用医薬品）の取扱い

■災害及び新興感染症発生時等の非常時に必要な体制

全薬局では災害及び新興感染症発生時等において対応可能な体制を確保しています。

【新型コロナウイルス感染拡大防止に対する活動】

- ・新型コロナウイルスに係る抗原定性監査キットの販売対応及びホームページ等での周知
- ・新型コロナウイルス感染症治療薬の備蓄・調剤
- ・新型コロナウイルスにより店舗への来局が難しい方に向けた電話・通信機器による服薬指導やご自宅への配送

【災害・新興感染症発生時等の営業体制確保】

- ・BCP(事業継続計画書)の作成
- ・グループ内薬局、地域薬局と連携した医薬品の確保

■在宅薬学総合加算

小吉調剤薬局、中央調剤薬局、河間調剤薬局、白根調剤薬局、燕三条調剤薬局、しみず調剤薬局、あきば調剤薬局は以下の基準を満たします。

- ・在宅患者訪問薬剤管理指導を行う旨の届出
- ・在宅患者に対する薬学管理及び指導の実績（年 24 回以上）
- ・緊急時等の開局時間以外の時間における在宅業務に対応できる体制（在宅協力薬局との連携を含む）及び周知
- ・在宅業務に必要な研修計画の実施、外部の学術研修の受講
- ・医療材料・衛生材料の供給体制
- ・麻薬小売業者免許の取得

■医療情報取得加算

全薬局では、オンライン資格確認システムを導入しています。患者さまにご同意のうえ、診療歴や服用薬、特定健診の結果などの診療に必要な情報を同システムを通じて、確認・活用し適切な調剤を行っています。

また、マイナンバーカードの健康保険証利用の推進や、電子処方箋・電子カルテ情報の共有サービスなど、デジタル化による医療の質の向上にも積極的に取り組んでいます。

■かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料

全薬局には以下の基準を満たす、かかりつけ薬剤師が在籍しています。

- ・保険薬剤師の経験 3 年以上
- ・週 32 時間以上の勤務
- ・当該薬局に1 年以上の在籍
- ・研修認定薬剤師の取得

- ・医療に係る地域活動の取組への参画

患者さまの「かかりつけ薬剤師」として、安心して薬を使用していただけるよう、複数の医療機関にかかった場合でも処方箋をまとめて受け付けることで、使用している薬の情報を一元的・継続的に把握し、薬の飲み合わせの確認や説明を行います。

■医療DX推進体制整備加算

全薬局では以下の事項を行っています。

- ・オンライン資格確認システムを通じて患者様の診療情報、薬剤情報等を取得し、調剤、服薬指導を行う際に当該情報を閲覧し、活用しています。
- ・マイナ保険証カードの健康保険証利用を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるように取り組んでいます。
- ・電子処方箋や電子カルテ情報共有サービスを活用するなど、医療DXに係る取組を実施しています。

◎医療DX推進体制整備加算1：マイナ保険証の利用実績が45%以上

◎医療DX推進体制整備加算2：マイナ保険証の利用実績が30%以上

◎医療DX推進体制整備加算3：マイナ保険証の利用実績が15%以上

■在宅患者訪問薬剤管理指導料

全薬局は、患者さまのご自宅等を訪問し、薬剤の管理・服薬指導等を行います。

■取り扱いのある医療保険及び公費負担医療

【全薬局】

- ・健康保険法に基づく保険薬局としての指定
- ・生活保護法に基づく指定
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定
- ・児童福祉法に基づく指定
- ・難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく指定

【中央調剤薬局・みさと調剤薬局】

- ・労働者災害補償保険法に基づく指定

【小吉調剤薬局・白根調剤薬局】

- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく指定

■個別の調剤報酬算定項目の分かる明細書

全薬局では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の調剤報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。

公費負担等で窓口でのお支払いがない方の場合でも発行しています。

■療養の給付と直接関係ないサービス等の取扱い

【容器代】

- ・軟膏容器120 g まで：100円
- ・軟膏容器以外：100円

【一包化】

- ・患者様のご希望で一包化した場合
1～7日分：110円、8～14日分：210円、15～21日分：310円
22～28日分：410円、29～35日分：510円、36～42日分：620円
43日分～：720円

【配達料】

- ・患者さま宅への薬剤の持参料、在宅医療の交通費：200円

【レジ袋】

- ・1枚5円

■ジェネリック医薬品

ジェネリック医薬品とは先発医薬品と成分が同じで、添加物や製法が違うお薬で、AG（オーソライズドジェネリック）といわれるお薬は、添加物や製法等も先発品と全く同じジェネリック医薬品です。

新薬に比べ、開発費や販売費が抑えられたジェネリック医薬品を選ぶことによりお薬代が安くなります。

◎処方記載のジェネリック医薬品から先発医薬品へ変更する場合は、処方医の許可が必要です。

◎在庫の関係上、必ずしも全ての医薬品が変更できるとは限りませんのでご了承下さい。

■夜間、休日、時間外、深夜加算

【夜間・休日等加算】

- ・土曜日の13：00以降：河間調剤薬局、あきば調剤薬局
- ・日・祝日、年末年始（12月29日から1月3日）の開局日：全薬局

【時間外加算】：全薬局

- ・ おおむね18時～翌8時
- ・ 深夜（22時～翌6時）と休日を除く

【休日加算】：全薬局

- ・ 日・祝日、年末年始（開局日以外）

【深夜加算】：全薬局

- ・ 22時～翌6時

■選定療養費

医療上の必要があると認められない後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品のみ）を患者様が希望する場合、先発医薬品と後発医薬品との差額の1/4を保険外としてお支払いいただきます。

システム上、お支払いいただく金額が医薬品によっては、差額の1/4よりも大きくなる場合もありますので、ご了承ください。[参考ページはこちら](#)

■調剤報酬点数表

[調剤報酬点数表はこちら](#)

■個人情報保護方針

当薬局では、良質かつ適切な薬局サービスを提供するために、当薬局の個人情報の取扱いに関する基本方針に基づいて、常に皆様の個人情報を適切に取り扱っております。

また当薬局における個人情報の利用目的は、次に挙げる事項です。

- ・ 当薬局における調剤サービスの提供
- ・ 医薬品を安全に使用していただくために必要な事項の把握（副作用歴、既往歴、アレルギー、体質、併用薬、ご住所や緊急時の連絡先など）
- ・ 病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者などとの必要な連携
- ・ 治療上、必要性がある場合は第三者医療機関に情報提供
- ・ 病院、診療所などからの照会への回答
- ・ 家族などへの薬に関する説明
- ・ 医療保険事務（審査支払機関への調剤報酬明細書の提出、審査支払機関または保険者からの照会への回答など）
- ・ 薬剤師賠償責任保険などに係る保険会社への相談または届出など

- ・調剤サービスや業務の維持・改善のための基礎資料・当薬局内で行う症例研究
- ・当薬局内で行う薬学生の薬局実務実習
- ・外部監査機関への情報提供